

# 上田市国民保護計画

## 主な変更に係る修正 新旧対照表

頁	変 更 後	変 更 前																																																																																																																																																																																																																		
P 3	<p>第1編 総論</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>																																																																																																																																																																																																																		
P 7	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便事業を営む者</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	郵便事業を営む者	1 郵便の確保	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵政公社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	日本郵政公社	1 郵便の確保																																																																																																																																																																																																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																																																																			
郵便事業を営む者	1 郵便の確保																																																																																																																																																																																																																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																																																																			
日本郵政公社	1 郵便の確保																																																																																																																																																																																																																			
P 1 0	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(3) 気候</p> <p>(略)</p> <p>上田 アメダス 平年値(月・年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位)</th> <th>平均気温 ( )</th> <th>最高気温 ( )</th> <th>最低気温 ( )</th> <th>平均風速 (m/s)</th> <th>日照時間 (時間)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>統計期間</th> <th>1981～2010</th> <th>1981～2010</th> <th>1981～2010</th> <th>1981～2010</th> <th>1987～2010</th> <th>1981～2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>-0.5</td><td>5.1</td><td>-5.2</td><td>1.7</td><td>178.6</td><td>26.4</td></tr> <tr><td>2月</td><td>0.3</td><td>6.3</td><td>-4.6</td><td>1.9</td><td>179</td><td>30.7</td></tr> <tr><td>3月</td><td>4.1</td><td>10.8</td><td>-1.3</td><td>2.1</td><td>200.3</td><td>55.3</td></tr> <tr><td>4月</td><td>10.7</td><td>18.3</td><td>4.3</td><td>2.2</td><td>208.8</td><td>56.7</td></tr> <tr><td>5月</td><td>15.9</td><td>23.2</td><td>9.9</td><td>2</td><td>209.4</td><td>81.7</td></tr> <tr><td>6月</td><td>19.9</td><td>26.2</td><td>15.2</td><td>1.7</td><td>161.7</td><td>110.3</td></tr> <tr><td>7月</td><td>23.7</td><td>29.8</td><td>19.4</td><td>1.6</td><td>174.1</td><td>132.3</td></tr> <tr><td>8月</td><td>25</td><td>31.4</td><td>20.5</td><td>1.7</td><td>207.1</td><td>97.7</td></tr> <tr><td>9月</td><td>20.3</td><td>26</td><td>16.2</td><td>1.6</td><td>150.7</td><td>143.2</td></tr> <tr><td>10月</td><td>13.5</td><td>19.7</td><td>8.9</td><td>1.4</td><td>162.7</td><td>88.7</td></tr> <tr><td>11月</td><td>7.3</td><td>14</td><td>2.3</td><td>1.5</td><td>166.4</td><td>41.3</td></tr> <tr><td>12月</td><td>2.1</td><td>8.3</td><td>-2.7</td><td>1.6</td><td>176.3</td><td>22.5</td></tr> <tr><td>全年</td><td>11.9</td><td>18.3</td><td>6.9</td><td>1.8</td><td>2174.9</td><td>890.8</td></tr> </tbody> </table>	(単位)	平均気温 ( )	最高気温 ( )	最低気温 ( )	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010	1981～2010	1月	-0.5	5.1	-5.2	1.7	178.6	26.4	2月	0.3	6.3	-4.6	1.9	179	30.7	3月	4.1	10.8	-1.3	2.1	200.3	55.3	4月	10.7	18.3	4.3	2.2	208.8	56.7	5月	15.9	23.2	9.9	2	209.4	81.7	6月	19.9	26.2	15.2	1.7	161.7	110.3	7月	23.7	29.8	19.4	1.6	174.1	132.3	8月	25	31.4	20.5	1.7	207.1	97.7	9月	20.3	26	16.2	1.6	150.7	143.2	10月	13.5	19.7	8.9	1.4	162.7	88.7	11月	7.3	14	2.3	1.5	166.4	41.3	12月	2.1	8.3	-2.7	1.6	176.3	22.5	全年	11.9	18.3	6.9	1.8	2174.9	890.8	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(3) 気候</p> <p>(略)</p> <p>上田 アメダス 平年値(月・年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位)</th> <th>平均気温 ( )</th> <th>最高気温 ( )</th> <th>最低気温 ( )</th> <th>平均風速 (m/s)</th> <th>日照時間 (時間)</th> <th>降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>統計期間</th> <th>1979～2000</th> <th>1979～2000</th> <th>1979～2000</th> <th>1979～2000</th> <th>1987～2000</th> <th>1979～2000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>-0.5</td><td>4.9</td><td>-4.8</td><td>1.8</td><td>173.4</td><td>22</td></tr> <tr><td>2月</td><td>0.1</td><td>5.6</td><td>-4.4</td><td>2.1</td><td>178.5</td><td>30.1</td></tr> <tr><td>3月</td><td>3.9</td><td>10</td><td>-1</td><td>2.2</td><td>197.3</td><td>55.7</td></tr> <tr><td>4月</td><td>10.6</td><td>17.6</td><td>4.6</td><td>2.3</td><td>206.2</td><td>59.8</td></tr> <tr><td>5月</td><td>15.9</td><td>22.7</td><td>10</td><td>2.1</td><td>207.4</td><td>80.5</td></tr> <tr><td>6月</td><td>19.9</td><td>25.5</td><td>15.5</td><td>1.8</td><td>154.6</td><td>113.5</td></tr> <tr><td>7月</td><td>23.5</td><td>29</td><td>19.4</td><td>1.7</td><td>169.9</td><td>121</td></tr> <tr><td>8月</td><td>24.9</td><td>30.8</td><td>20.7</td><td>1.8</td><td>204.6</td><td>97.9</td></tr> <tr><td>9月</td><td>20.2</td><td>25.2</td><td>16.4</td><td>1.7</td><td>137.5</td><td>144.1</td></tr> <tr><td>10月</td><td>13.4</td><td>19.1</td><td>9</td><td>1.6</td><td>161.4</td><td>77.6</td></tr> <tr><td>11月</td><td>7.3</td><td>13.5</td><td>2.5</td><td>1.6</td><td>166.6</td><td>40.1</td></tr> <tr><td>12月</td><td>2</td><td>7.9</td><td>-2.5</td><td>1.7</td><td>182.3</td><td>17.5</td></tr> <tr><td>全年</td><td>11.8</td><td>17.7</td><td>7.1</td><td>1.9</td><td>2141.4</td><td>864.8</td></tr> </tbody> </table>	(単位)	平均気温 ( )	最高気温 ( )	最低気温 ( )	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	統計期間	1979～2000	1979～2000	1979～2000	1979～2000	1987～2000	1979～2000	1月	-0.5	4.9	-4.8	1.8	173.4	22	2月	0.1	5.6	-4.4	2.1	178.5	30.1	3月	3.9	10	-1	2.2	197.3	55.7	4月	10.6	17.6	4.6	2.3	206.2	59.8	5月	15.9	22.7	10	2.1	207.4	80.5	6月	19.9	25.5	15.5	1.8	154.6	113.5	7月	23.5	29	19.4	1.7	169.9	121	8月	24.9	30.8	20.7	1.8	204.6	97.9	9月	20.2	25.2	16.4	1.7	137.5	144.1	10月	13.4	19.1	9	1.6	161.4	77.6	11月	7.3	13.5	2.5	1.6	166.6	40.1	12月	2	7.9	-2.5	1.7	182.3	17.5	全年	11.8	17.7	7.1	1.9	2141.4	864.8
(単位)	平均気温 ( )	最高気温 ( )	最低気温 ( )	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)																																																																																																																																																																																																														
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010	1981～2010																																																																																																																																																																																																														
1月	-0.5	5.1	-5.2	1.7	178.6	26.4																																																																																																																																																																																																														
2月	0.3	6.3	-4.6	1.9	179	30.7																																																																																																																																																																																																														
3月	4.1	10.8	-1.3	2.1	200.3	55.3																																																																																																																																																																																																														
4月	10.7	18.3	4.3	2.2	208.8	56.7																																																																																																																																																																																																														
5月	15.9	23.2	9.9	2	209.4	81.7																																																																																																																																																																																																														
6月	19.9	26.2	15.2	1.7	161.7	110.3																																																																																																																																																																																																														
7月	23.7	29.8	19.4	1.6	174.1	132.3																																																																																																																																																																																																														
8月	25	31.4	20.5	1.7	207.1	97.7																																																																																																																																																																																																														
9月	20.3	26	16.2	1.6	150.7	143.2																																																																																																																																																																																																														
10月	13.5	19.7	8.9	1.4	162.7	88.7																																																																																																																																																																																																														
11月	7.3	14	2.3	1.5	166.4	41.3																																																																																																																																																																																																														
12月	2.1	8.3	-2.7	1.6	176.3	22.5																																																																																																																																																																																																														
全年	11.9	18.3	6.9	1.8	2174.9	890.8																																																																																																																																																																																																														
(単位)	平均気温 ( )	最高気温 ( )	最低気温 ( )	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)																																																																																																																																																																																																														
統計期間	1979～2000	1979～2000	1979～2000	1979～2000	1987～2000	1979～2000																																																																																																																																																																																																														
1月	-0.5	4.9	-4.8	1.8	173.4	22																																																																																																																																																																																																														
2月	0.1	5.6	-4.4	2.1	178.5	30.1																																																																																																																																																																																																														
3月	3.9	10	-1	2.2	197.3	55.7																																																																																																																																																																																																														
4月	10.6	17.6	4.6	2.3	206.2	59.8																																																																																																																																																																																																														
5月	15.9	22.7	10	2.1	207.4	80.5																																																																																																																																																																																																														
6月	19.9	25.5	15.5	1.8	154.6	113.5																																																																																																																																																																																																														
7月	23.5	29	19.4	1.7	169.9	121																																																																																																																																																																																																														
8月	24.9	30.8	20.7	1.8	204.6	97.9																																																																																																																																																																																																														
9月	20.2	25.2	16.4	1.7	137.5	144.1																																																																																																																																																																																																														
10月	13.4	19.1	9	1.6	161.4	77.6																																																																																																																																																																																																														
11月	7.3	13.5	2.5	1.6	166.6	40.1																																																																																																																																																																																																														
12月	2	7.9	-2.5	1.7	182.3	17.5																																																																																																																																																																																																														
全年	11.8	17.7	7.1	1.9	2141.4	864.8																																																																																																																																																																																																														

頁	変 更 後								変 更 前											
	普平 アメダス 平年値(月・年)								普平 アメダス 平年値(月・年)											
P 1 1	(単位)	平均気温 ( )	最高気温 ( )	最低気温 ( )	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降 水 量 (mm)	積雪の深さ 最大 (cm)	(単位)	平均気温 ( )	最高気温 ( )	最低気温 ( )	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降 水 量 (mm)	積雪の深さ 最大 (cm)				
	統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1986~2010	1981~2010	1982~2010	統計期間	1979~2000	1979~2000	1979~2000	1979~2000	1986~2000	1979~2000	1981~2000				
	1 月	-6.2	-1.6	-12.8	1.4	124.7	75.1	193	1 月	-6.1	-1.8	-12.1	1.4	122.2	77.2	75				
	2 月	-5.8	-1	-12.7	1.5	131.1	76.2	168	2 月	-6.1	-1.8	-12.1	1.5	126.4	81.6	97				
	3 月	-2.1	2.9	-8.1	1.6	160.7	85.2	145	3 月	-2.3	2.2	-7.8	1.6	154.5	87.3	88				
	4 月	4.9	10.7	-1.1	1.8	192.8	74	32	4 月	4.8	10.1	-0.7	1.8	179.7	76.5	41				
	5 月	10.4	16.4	4.3	1.7	202.5	97.8	0	5 月	10.3	15.8	4.4	1.7	165	98.4	0				
	6 月	14.6	19.7	9.7	1.3	161.1	127.7	0	6 月	14.5	19	10.1	1.4	117.6	128.5	0				
	7 月	18.5	23.3	14.4	1.2	166.9	154.8	0	7 月	18.2	22.4	14.3	1.2	128	147.1	0				
	8 月	19.5	24.6	15.2	1.2	192.4	124.7	0	8 月	19.3	23.7	15.4	1.3	163.2	124.8	0				
	9 月	15.1	19.7	11.2	1.2	136.4	165.4	0	9 月	14.9	18.8	11.3	1.3	116.6	174.8	0				
	10 月	8.5	13.7	3.7	1.3	150	103	1	10 月	8.5	13	4	1.4	146.3	94.7	2				
	11 月	2.8	8	-2.5	1.4	142.9	65.5	21	11 月	2.9	7.7	-2.1	1.5	143.1	63.8	8				
	12 月	-2.9	1.9	-8.8	1.4	130.7	69.9	134	12 月	-2.9	1.6	-8.2	1.4	137.3	66.1	39				
	全 年	6.4	11.5	1	1.4	1894.9	1219.2	695	全 年	6.3	10.9	1.4	1.5	1700.5	1220.9	100				
	2 社会的特徴 (1) 人口分布  (略)								2 社会的特徴 (1) 人口分布  (略)											
	上田市の地区別人口及び世帯数(平成 30 年 1 月 1 日現在)								上田市の地区別人口及び世帯数(平成 18 年 12 月 1 日現在)											
	地 区	世帯数	男	女	計	地 区	世帯数	男	女	計	地 区	世帯数	男	女	計	地 区	世帯数	男	女	計
	東 部	3,321	3,284	3,292	6,576	内 村	1,096	1,330	1,387	2,717	東 部	2,987	3,261	3,294	6,555	内 村	1,318	1,585	1,766	3,351
	南 部	1,402	1,498	1,570	3,068	丸子中央	3,388	3,880	4,152	8,032	南 部	1,153	1,280	1,424	2,704	丸子第一	1,305	1,644	1,765	3,409
	中 央	1,382	1,317	1,477	2,794	依 田	1,791	2,313	2,336	4,649	中 央	1,254	1,296	1,485	2,781	丸子第二	1,776	2,491	2,613	5,104
	北 部	3,850	4,135	4,363	8,498	長 瀬	1,314	1,585	1,604	3,189	北 部	3,671	4,333	4,612	8,945	依 田	1,598	2,371	2,392	4,763
	西 部	3,785	4,033	4,274	8,307	塩 川	1,567	1,873	1,898	3,771	西 部	3,479	4,047	4,468	8,515	長 瀬	1,194	1,656	1,722	3,378
	城 下	5,578	6,458	6,727	13,185	丸子地域計	9,156	10,981	11,377	22,358	城 下	4,871	6,057	6,355	12,412	塩 川	1,456	1,973	2,068	4,041
	塩 尻	1,805	2,025	2,160	4,185						塩 尻	1,596	2,052	2,136	4,188	丸子地域計	8,647	11,720	12,326	24,046
	川辺・泉田	6,950	8,090	8,392	16,482	長	1,500	1,914	1,915	3,829	川辺・泉田	6,063	7,731	8,085	15,816					
	神 川	4,441	5,018	5,121	10,139	傍 陽	916	1,138	1,161	2,299	神 川	3,972	4,964	5,043	10,007	長	1,504	2,152	2,233	4,385
	神 科	6,887	8,167	8,606	16,773	本 原	1,594	2,084	2,136	4,220	神 科	5,948	8,004	8,173	16,177	傍 陽	877	1,357	1,381	2,738
	豊 殿	2,163	2,585	2,608	5,193	真田地域計	4,010	5,136	5,212	10,348	豊 殿	2,033	2,706	2,716	5,422	本 原	1,452	2,201	2,205	4,406
	東 塩 田	2,201	2,653	2,654	5,307						東 塩 田	1,970	2,851	2,864	5,715	真田地域計	3,833	5,710	5,819	11,529
	中 塩 田	4,375	5,298	5,455	10,753	武 石	1,432	1,720	1,784	3,504	中 塩 田	3,915	5,286	5,461	10,747					
	西 塩 田	1,096	1,347	1,398	2,745	武石地域計	1,432	1,720	1,784	3,504	西 塩 田	1,031	1,485	1,488	2,973	武 石	1,416	2,015	2,129	4,144
	別 所	660	619	757	1,376						別 所	666	711	822	1,533	武石地域計	1,416	2,015	2,129	4,144
	川 西	2,800	3,327	3,590	6,917						川 西	2,620	3,584	3,777	7,361					
	準世帯	28	13	16	29						準世帯		19	15	34					
	上田地域計	52,724	59,867	62,460	122,327	上田市合計	67,322	77,704	80,833	158,537	上田地域計	47,229	59,667	62,218	121,885	上田市合計	61,125	79,112	82,492	161,604
P 1 2																				

頁	変 更 後	変 更 前												
P 1 2	上田市の人口及び世帯数の推移 * 国勢調査					上田市の人口及び世帯数の推移 * 国勢調査								
		地域名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	地域名	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	
	人 口	上田地域	123,284	125,368	123,678	121,642	121,192	上田地域	116,178	119,435	123,284	125,368	123,678	
		丸子地域	25,350	25,553	24,538	23,554	22,244	丸子地域	26,139	25,752	25,350	25,553	24,538	
		真田地域	11,339	11,453	11,310	10,615	9,918	真田地域	10,642	10,821	11,339	11,453	11,310	
		武石地域	4,234	4,194	4,119	3,786	3,473	武石地域	4,164	4,251	4,234	4,194	4,119	
		合 計	164,207	166,568	163,645	159,597	156,827	合 計	157,123	160,259	164,207	166,568	163,645	
	世 帯 数	上田地域	43,421	46,612	46,809	47,628	49,637	上田地域	35,949	38,887	43,421	46,612	46,809	
		丸子地域	7,917	8,240	8,209	8,204	8,261	丸子地域	7,562	7,564	7,917	8,240	8,209	
		真田地域	3,146	3,378	3,532	3,544	3,529	真田地域	2,769	2,871	3,146	3,378	3,532	
武石地域		1,222	1,289	1,325	1,284	1,269	武石地域	1,134	1,156	1,222	1,289	1,325		
合 計		55,706	59,519	59,875	60,660	62,696	合 計	47,414	50,478	55,706	59,519	59,875		
上田市の3区分別人口の推移(各年10月1日現在)*国勢調査						上田市の3区分別人口の推移(各年10月1日現在)*国勢調査								
	区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	区 分	S 60年	H2年	H7年	H12年	H17年		
人 口	0~14歳(年少人口)	26,691	25,119	23,547	21,916	20,150	0~14歳(年少人口)	32,877	29,217	26,691	25,119	23,547		
	15~64歳(生産年齢人口)	107,586	106,933	102,313	95,202	89,926	15~64歳(生産年齢人口)	103,445	106,215	107,586	106,933	102,313		
	65歳~(老年人口)	29,905	34,500	37,783	41,454	45,685	65歳~(老年人口)	20,801	24,816	29,905	34,500	37,783		
	不 詳	25	16	8	1,025	1,066	不 詳	-	11	25	16	8		
	総 数(人)	164,207	166,568	163,651	159,597	156,827	総 数(人)	157,123	160,259	164,207	166,568	163,651		
	構成比 (%)	0~14歳	16.3	15.1	14.4	13.8	12.9	構成比 (%)	0~14歳	20.9	18.2	16.3	15.1	14.4
	15~64歳	65.5	64.2	62.5	60	57.7		15~64歳	65.8	66.3	65.5	64.2	62.5	
	65歳~	18.2	20.7	23.1	26.1	29.3		65歳~	13.2	15.5	18.2	20.7	23.1	
老年人口指数		27.8	32.3	36.9	43.5	50.8	老年人口指数		20.1	23.4	27.8	32.3	36.9	
P 1 3	上田市の3区分別人口(平成27年10月1日現在)*国勢調査					上田市の3区分別人口(H17年10月1日現在)*国勢調査								
		区 分	上田地域	丸子地域	真田地域	武石地域	合 計	区 分	上田地域	丸子地域	真田地域	武石地域	合 計	
	人 口	0~14歳(年少人口)	15,953	2,605	1,200	392	20,150	0~14歳(年少人口)	18,036	3,365	1,601	545	23,547	
		15~64歳(生産年齢人口)	70,301	12,156	5,583	1,886	89,926	15~64歳(生産年齢人口)	78,605	14,380	6,921	2,407	102,313	
		65歳~(老年人口)	33,966	7,405	3,120	1,194	45,685	65歳~(老年人口)	27,033	6,794	2,788	1,168	37,783	
		不 詳	972	78	15	1	1066	不 詳	6	2	-	-	8	
		総 数(人)	121,192	22,244	9,918	3,473	156,827	総 数(人)	123,680	24,541	11,310	4,120	163,651	
		構成比 (%)	0~14歳	13.3	11.8	12.1	11.3	12.9	構成比 (%)	0~14歳	14.6	13.7	14.2	13.2
		15~64歳	58.5	54.8	56.4	54.3	57.7		15~64歳	63.6	58.6	61.2	58.4	62.5
		65歳~	28.3	33.4	31.5	34.4	29.3		65歳~	21.9	27.7	24.7	28.3	23.1
老年人口指数		48.3	60.9	55.8	63.3	50.8	老年人口指数		34.4	47.3	40.3	48.5	36.9	

頁	変 更 後	変 更 前																																																
P 1 8	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>(2) N B C 攻撃の場合の対応</p> <p>ア 核兵器等</p> <p><u>(I) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</u></p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>(2) N B C 攻撃の場合の対応</p> <p>ア 核兵器等</p> <p><u>（新規）</u></p>																																																
P 2 1	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>(略)</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="241 746 1093 948"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課(危機管理防災課)体制</td> <td>国民保護担当課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>危機管理対策本部体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	担当課(危機管理防災課)体制	国民保護担当課職員が参集	危機管理対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>(略)</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="1149 738 2000 938"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課室(危機管理室)体制</td> <td>国民保護担当課室職員が参集</td> </tr> <tr> <td>危機管理対策本部体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	担当課室(危機管理室)体制	国民保護担当課室職員が参集	危機管理対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																
体 制	参 集 基 準																																																	
担当課(危機管理防災課)体制	国民保護担当課職員が参集																																																	
危機管理対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																																	
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																																	
体 制	参 集 基 準																																																	
担当課室(危機管理室)体制	国民保護担当課室職員が参集																																																	
危機管理対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																																	
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																																	
P 2 2	<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="241 1173 1111 1489"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替議員 (第1順位)</th> <th>代替議員 (第2順位)</th> <th>代替議員 (第3順位)</th> <th>代替議員 (第4順位)</th> <th>代替議員 (第5順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長(市長)</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> <td>政策企画部長</td> <td>財政部長</td> </tr> <tr> <td>副本部長(副市長)</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> <td>政策企画部長</td> <td>財政部長</td> <td>以下は、組織規則の部局順の長</td> </tr> <tr> <td>本部員 (市長・副市長を除く 部長級以上の職員)</td> <td colspan="5">部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替議員 (第1順位)	代替議員 (第2順位)	代替議員 (第3順位)	代替議員 (第4順位)	代替議員 (第5順位)	本部長(市長)	副市長	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長	副本部長(副市長)	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長	以下は、組織規則の部局順の長	本部員 (市長・副市長を除く 部長級以上の職員)	部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長					<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="1144 1161 2018 1489"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替議員 (第1順位)</th> <th>代替議員 (第2順位)</th> <th>代替議員 (第3順位)</th> <th>代替議員 (第4順位)</th> <th>代替議員 (第5順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長(市長)</td> <td>助 役</td> <td>収 入 役</td> <td>教 育 長</td> <td>上下水道 事業管理者</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>副本部長(助 役)</td> <td>収 入 役</td> <td>教 育 長</td> <td>上下水道 事業管理者</td> <td>総務部長</td> <td>以下は、組織規則の部局順の長</td> </tr> <tr> <td>本部員 (市長・副市長を除く 部長級以上の職員)</td> <td colspan="5">部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替議員 (第1順位)	代替議員 (第2順位)	代替議員 (第3順位)	代替議員 (第4順位)	代替議員 (第5順位)	本部長(市長)	助 役	収 入 役	教 育 長	上下水道 事業管理者	総務部長	副本部長(助 役)	収 入 役	教 育 長	上下水道 事業管理者	総務部長	以下は、組織規則の部局順の長	本部員 (市長・副市長を除く 部長級以上の職員)	部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長				
名 称	代替議員 (第1順位)	代替議員 (第2順位)	代替議員 (第3順位)	代替議員 (第4順位)	代替議員 (第5順位)																																													
本部長(市長)	副市長	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長																																													
副本部長(副市長)	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長	以下は、組織規則の部局順の長																																													
本部員 (市長・副市長を除く 部長級以上の職員)	部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長																																																	
名 称	代替議員 (第1順位)	代替議員 (第2順位)	代替議員 (第3順位)	代替議員 (第4順位)	代替議員 (第5順位)																																													
本部長(市長)	助 役	収 入 役	教 育 長	上下水道 事業管理者	総務部長																																													
副本部長(助 役)	収 入 役	教 育 長	上下水道 事業管理者	総務部長	以下は、組織規則の部局順の長																																													
本部員 (市長・副市長を除く 部長級以上の職員)	部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長																																																	

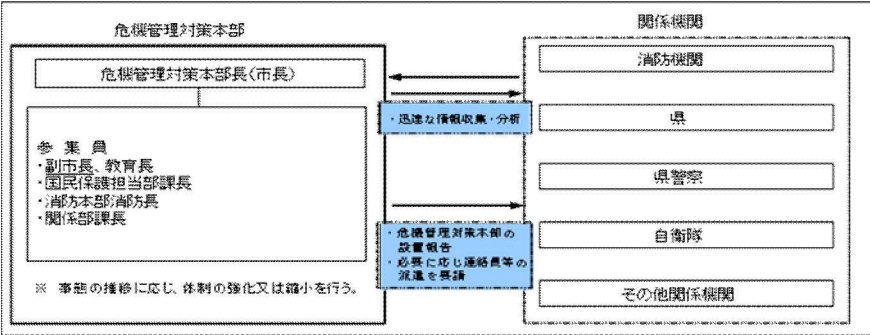
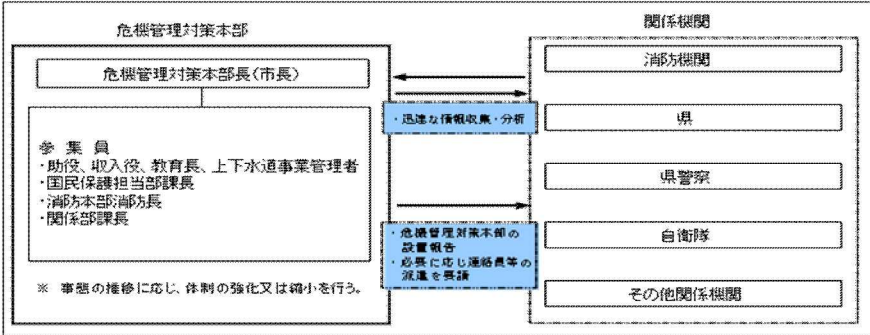
頁	変 更 後	変 更 前								
P 2 8	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 344 282 735">施設・設備面</td> <td data-bbox="282 344 1108 735"> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>被災現場の状況を収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 735 282 1394">運用面</td> <td data-bbox="282 735 1108 1394"> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>被災現場の状況を収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 344 1187 660">施設・設備面</td> <td data-bbox="1187 344 2018 660"> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>被災現場の状況を収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 660 1187 1394">運用面</td> <td data-bbox="1187 660 2018 1394"> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>被災現場の状況を収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>被災現場の状況を収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>									
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>									
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>被災現場の状況を収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>									
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>									

頁	変 更 後	変 更 前
P 2 9	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p> <p>また、その際には、デジタル化の推進を図るとともに、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em - Net）</u>の運用に必要なシステム及び機器の整備を図る。</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p> <p>また、その際には、デジタル化の推進を図るとともに、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の運用に必要なシステム及び機器の整備を図る。</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>
P 3 2	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実施に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、自衛隊等との連携を図る。（新規）</u></p>

頁	変 更 後	変 更 前
P 3 4	<p>第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市の地図及び住宅地図</p> <p>人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</p> <p>道路網のリスト</p> <p>( 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)</p> <p>輸送力のリスト</p> <p>( 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)</p> <p>( 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</p> <p>避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)</p> <p>( 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</p> <p>備蓄物資、調達可能物資のリスト</p> <p>( 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</p> <p>生活関連等施設等のリスト</p> <p>( 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</p> <p>関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定</p> <p>自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧</p> <p>( 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)</p> <p>消防機関のリスト</p> <p>( 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)</p> <p>( 消防機関の装備資機材のリスト)</p> <p><u>避難行動要支援者名簿</u></p> </div>	<p>第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市の地図及び住宅地図</p> <p>人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</p> <p>道路網のリスト</p> <p>( 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)</p> <p>輸送力のリスト</p> <p>( 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)</p> <p>( 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</p> <p>避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)</p> <p>( 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</p> <p>備蓄物資、調達可能物資のリスト</p> <p>( 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)</p> <p>生活関連等施設等のリスト</p> <p>( 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</p> <p>関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定</p> <p>自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧</p> <p>( 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)</p> <p>消防機関のリスト</p> <p>( 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)</p> <p>( 消防機関の装備資機材のリスト)</p> <p><u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></p> </div>
P 3 5	<p>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する予定の<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する予定の<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>



頁	変 更 後	変 更 前																																																																																																																																				
P 3 6	<p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供する</u>など県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>																																																																																																																																				
P 3 7	<p>6 生活関連等施設の把握等 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="248 443 1077 1374"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施 設 の 種 類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第 2 7 条</td> <td>1号</td> <td>発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電力10万V以上）</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第 2 8 条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（医薬品医療機器等法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	第 2 7 条	1号	発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p>6 生活関連等施設の把握等 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" data-bbox="1155 443 1984 1437"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施 設 の 種 類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第 2 7 条</td> <td>1号</td> <td>発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電力10万V以上）</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第 2 8 条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	第 2 7 条	1号	発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省
国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名																																																																																																																																			
第 2 7 条	1号	発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省																																																																																																																																			
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																			
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省																																																																																																																																			
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																			
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																			
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																			
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																			
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																			
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																			
第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																			
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																			
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																			
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																			
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																			
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																																																																																																																																			
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																			
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																			
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																			
国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名																																																																																																																																			
第 2 7 条	1号	発電所（最大出力5万kw以上） 変電所（使用電力10万V以上）	経済産業省																																																																																																																																			
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																			
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省																																																																																																																																			
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																			
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																			
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																			
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																			
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																			
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省																																																																																																																																			
第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																			
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																																																																																			
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																			
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																																																																																																																																			
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																																																																																																																			
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																																																																																																																																			
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省																																																																																																																																			
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																																																																			
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																																																																																			
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																			

頁	変 更 後	変 更 前
P 4 0	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p>
P 4 1	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 危機管理対策本部等の設置</p> <p>(略)</p> <p>【市危機管理対策本部の構成等】</p> 	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 危機管理対策本部等の設置</p> <p>(略)</p> <p>【市危機管理対策本部の構成等】</p> 
P 4 3	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課（危機管理防災課）体制を立ち上げ、又は、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室（危機管理室）体制を立ち上げ、又は、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p>

頁	変 更 後	変 更 前																
P 4 5	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>(略)</p> <p>市対策本部の予備施設</p> <table border="1" data-bbox="273 411 1104 624"> <thead> <tr> <th>設置順位</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td><u>ひとまちげんき・健康プラザうえだ</u></td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td><u>真田地域自治センター</u></td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td><u>丸子地域自治センター</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市対策本部の組織構成等</p> <p>イ 市対策副本部長は、<u>副市長</u>をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。</p> <p>ウ 市対策本部員は、教育長、部局長及び市対策本部長が必要と認める者をもって充て、本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。</p> <p>エ 市対策本部に事務局を置き、事務局員は、<u>総務部危機管理防災課職員</u>及び市対策本部長が必要と認める者をもって充てる。</p>	設置順位	設 置 場 所	第1順位	<u>ひとまちげんき・健康プラザうえだ</u>	第2順位	<u>真田地域自治センター</u>	第3順位	<u>丸子地域自治センター</u>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>(略)</p> <p>市対策本部の予備施設</p> <table border="1" data-bbox="1263 411 1933 624"> <thead> <tr> <th>設置順位</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td><u>消防会館</u></td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td><u>丸子地域自治センター</u></td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td><u>真田地域自治センター</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市対策本部の組織構成等</p> <p>イ 市対策副本部長は、<u>助役</u>をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。</p> <p>ウ 市対策本部員は、<u>収入役</u>、教育長、<u>上下水道事業管理者</u>、部局長及び市対策本部長が必要と認める者をもって充て、本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。</p> <p>エ 市対策本部に事務局を置き、事務局員は、<u>総務部総務課職員</u>及び市対策本部長が必要と認める者をもって充てる。</p>	設置順位	設 置 場 所	第1順位	<u>消防会館</u>	第2順位	<u>丸子地域自治センター</u>	第3順位	<u>真田地域自治センター</u>
設置順位	設 置 場 所																	
第1順位	<u>ひとまちげんき・健康プラザうえだ</u>																	
第2順位	<u>真田地域自治センター</u>																	
第3順位	<u>丸子地域自治センター</u>																	
設置順位	設 置 場 所																	
第1順位	<u>消防会館</u>																	
第2順位	<u>丸子地域自治センター</u>																	
第3順位	<u>真田地域自治センター</u>																	
P 5 0	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p>																

頁	変 更 後	変 更 前
P 5 5	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、広報車によりサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するほか、メールの配信、ツイッター、電話、FAX、有線放送、エリアトーク及びCATV網の利用並びに消防団や自治会・自主防災組織による伝達、ホームページへの掲載などの方法も活用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、広報車によりサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するほか、有線放送、<u>オフワーク通信</u>及びCATV網の利用並びに消防団や自治会・自主防災組織による伝達、ホームページへの掲載などの方法も活用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】</u></p> <p><u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなり、当市においても同報系防災行政無線等が整備された後には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
P 5 8	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領に記載する項目</p> <p>ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領に記載する項目</p> <p>ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p>

頁	変 更 後	変 更 前
P 5 9	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 カ 要支援者の避難方法の決定（ <u>避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置</u> ）	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 カ <u>要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）</u>
P 6 0	3 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u>	3 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u>
P 6 1	消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u>	消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u>
P 6 2	(略) (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、 <u>避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）</u> （ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）	(略) (6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、 <u>災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</u>
P 6 3	(14) <u>大規模集客施設等における避難</u> 市は、 <u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u>	<u>（新規）</u>
P 6 3	4 想定されている事態における避難の考え方 (1) 弾道ミサイル攻撃の場合 ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、 <u>屋外にいる場合は、近くの建物や地下に避難させ、適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守り、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動させる。</u> ）	4 想定されている事態における避難の考え方 (1) 弾道ミサイル攻撃の場合 ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、 <u>できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</u> ）
P 6 3	(略) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、市は、 <u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>	(略) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 このため、 <u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>
P 6 3	(略)	(略)

頁	変 更 後	変 更 前
<p>P 6 6</p> <p>P 6 7</p>	<p>第 5 章 救援</p> <p>1 救援の実施 (略)</p> <p>【着上陸侵攻への対応】 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容 (1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(略)</p> <p>【県国民保護計画における救援の実施に際しての留意点】</p> <p>ア 収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)</li> <li>・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</li> <li>・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</li> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</li> <li>・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>第 5 章 救援</p> <p>1 救援の実施 (略)</p> <p>【着上陸侵攻への対応】 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容 (1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(略)</p> <p>【県国民保護計画における救援の実施に際しての留意点】</p> <p>ア 収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)</li> <li>・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</li> <li>・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</li> <li>・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</li> <li>・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</li> </ul> <p>(略)</p>

頁	変 更 後	変 更 前
P 6 8	<p>オ 埋葬及び火葬 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>広域的な火葬計画等を踏まえた対応</u>(「<u>広域火葬計画の策定について</u>(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)</li> </ul>	<p>オ 埋葬及び火葬 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応</u>(「<u>広域火葬計画の策定について</u>(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)</li> </ul>
P 6 9	<p>カ 電話その他の通信設備の提供 (略)</p> <p>キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障がい者等への対応</li> <li>・ 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)</li> <li>・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保</li> </ul>	<p>カ 電話その他の通信設備の提供 (略)</p> <p>キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害者等への対応</li> <li>・ 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)</li> <li>・ 応急修理の施行者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保</li> </ul>
P 7 1	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)</u>を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
P 7 5	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア 市は、退避の指示を行ったときは、<u>メールの配信、ツイッター、電話、FAX、有線放送、エリアトーク及びCATV網の利用並びに広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</u></p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア 市は、退避の指示を行ったときは、有線放送、<u>オフトーク通信及びCATV網の利用並びに広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</u></p> <p>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</p>
P 8 0	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p>

頁	変 更 後	変 更 前
P 8 4	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>
P 8 5	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成<u>26</u>年環境省廃棄物対策課作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成<u>10</u>年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>



頁	変 更 後	変 更 前
P 9 3	<p>用語解説 (略)</p> <p><b>Em - Net (エムネット)</b> 緊急情報ネットワークシステム。国(官邸)から都道府県、市町村などに緊急情報をLGWAN(国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク)等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム。</p>	<p>用語解説 (略) <u>(新規)</u></p>
P 9 4	<p>(略)</p> <p><b>緊急対処事態対策本部</b> 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。 事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権(事態対処法( )第14条)、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限(同法第15条)、総合調整又は指示に基づく損失補てん(同法16条)の規定は準用されない。</p>	<p>(略)</p> <p><b>緊急対処事態対策本部</b> 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。 <u>武力攻撃事態等対策本部</u>の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権(事態対処法( )第14条)、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限(同法第15条)、総合調整又は指示に基づく損失補てん(同法16条)の規定は準用されない。</p>
P 9 5	<p>(略)</p> <p><b>さ行</b> (は行P98へ移動) (略)</p> <p>(4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。 <b>J - ALERT (ジェイアラート)</b> 全国瞬時警報システム。国(内閣官房から消防庁を経由)から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。</p>	<p>(略)</p> <p><b>さ行</b> <b>災害時要援護者</b> (略)</p> <p>(4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p> <p><u>(新規)</u></p>
P 9 7	<p>(略)</p> <p><b>対策本部長</b> 事態対処法第10条に定める「事態等対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。</p>	<p>(略)</p> <p><b>対策本部長</b> 事態対処法第10条に定める「<u>武力攻撃事態等対策本部</u>」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。</p>
P 9 8	<p><b>は行</b> <b>避難行動要支援者</b> 次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>	<p>(さ行P95から移動)</p>

